

令和元年 議案第32号

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について

- 1 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 みよし市社会体育施設の管理及び設置に関する条例の一部を改正する条例
- 4 みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館の指定管理者の指定の期間の変更について
- 5 令和元年度みよし市一般会計12月補正予算（教育費）

上記の議案を提出する。

令和元年11月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、令和元年12月市議会定例会に提出する上記案件について、意見を求めたいからである。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 第6次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、学校施設の使用料の額の一部を改正する。

【内 容】 市内小中学校の学校施設のうち、運動場の使用料の額の改正（別表関係）

<現 行>

(単位：円)

使用区分/時間区分	午 前			午 後		夜 間	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時30分から午後9時30分まで				
中学校	200	200	200				
小学校	200	200	200				

<改正後>

(単位：円)

使用区分/時間区分	午 前		午 後		夜 間	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時30分から午後9時30分まで			
中学校	100	100	100			
小学校	100	100	100			

【施行期日】 令和2年4月1日（ただし、経過措置の規定は、公布の日から施行）

【経過措置】 1 この条例の公布の日前に施行日以後の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 施行の日前に施行の日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

【参 考】

区 分	現 行 使用料(円)	総経費(円)	性質別受益者 負担割合	最大利用 収入額(円)	改正率	計算料金(円)	基本方針に基づく 計算料金(円)	基本方針 に基づく改正率	改正後 使用料案(円)
中学校 運動場	午前	200				38	100	50.0%	100
	午後	200	100%	492,000	19%	38	100	50.0%	100
	夜間	200				38	100	50.0%	100
小学校 運動場	午前	200				26	100	50.0%	100
	午後	200	100%	984,000	13%	26	100	50.0%	100
	夜間	200				26	100	50.0%	100

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例(平成12年三好町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日前に施行日以後の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、改正後のみよし市立学校施設の利用に関する条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者(前項に規定する者を除く。)からは、改正前のみよし市立学校施設の利用に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る新条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(使用料)			
第6条 利用者は、学校施設のうち、第2条第1項第1号から第3号までに定める施設を利用するときは、規則で定める日までに、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めたときは、この限りではない。			
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)	
区分	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
中学校	運動場 100円	100円	100円
	体育館及び武道場 略		
小学校	運動場 100円	100円	100円
	体育館 略		
備考 略		備考 略	
区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
中学校	運動場 200円	200円	200円
	同左		
小学校	運動場 200円	200円	200円
	同左		
備考 略		備考 略	

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 愛知県人事委員会報告（令和元年10月9日付け31人委第930号）に準じ、初任給を始め若年層の給料月額を引き上げるため、任期付市費負担教員の給料月額を改定（平成31年4月1日適用）する。

【内 容】 給料表の改正（別表関係）
県費負担教員との調整を図るため、愛知県人事委員会報告教育職給料表（二）に準じ、任期付市費負担教員の給料表の改正を行う。

【施行期日】 公布の日（適用期日は、平成31年4月1日）

【参 考】 1 少人数（35人）学級編制の実施状況について

愛知県において平成16年度から小学1年生、平成20年度から小学2年生で導入し、平成21年度から中学1年生へ拡大。なお、小学1年生については、平成23年から法制度化されている。

2 本市独自の少人数（35人）学級編制の導入状況について

平成23年度 小学3年生 平成28年度 中学2年生 平成29年度 中学3年生 平成31年度 小学4年生から6年生

3 本市の少人数任期付市費負担教員の任用状況

10人（中部小 1人、北部小 2人、三好丘小 2人、緑丘小 1人、三好中 1人、北中 2人、南中 1人）

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する
条例の一部を改正する条例

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
(平成22年みよし市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	160,700	176,500
2	162,200	178,600
3	163,700	180,800
4	165,200	183,000
5	166,800	185,000
6	168,700	187,200
7	170,500	189,400
8	172,300	191,600
9	174,000	193,800
10	176,100	196,600
11	178,100	199,300
12	180,200	202,000
13	182,100	204,900
14	184,300	206,600
15	186,500	208,200
16	188,700	209,900
17	190,900	211,700
18	193,500	213,300
19	196,000	215,000
20	198,500	216,600
21	201,000	218,400
22	202,700	220,300
23	204,500	222,200
24	206,200	224,100

2 5	207, 700	225, 600
2 6	209, 100	227, 700
2 7	210, 700	229, 700
2 8	212, 200	231, 700
2 9	213, 900	233, 500
3 0	215, 600	236, 200
3 1	217, 300	238, 900
3 2	219, 000	241, 600
3 3	220, 300	244, 200
3 4	222, 000	247, 000
3 5	223, 700	249, 600
3 6	225, 400	252, 400
3 7	226, 800	254, 900
3 8	228, 600	257, 300
3 9	230, 300	259, 800
4 0	232, 000	262, 100
4 1	233, 600	264, 700
4 2	235, 300	267, 100
4 3	236, 900	269, 300
4 4	238, 500	271, 500
4 5	240, 200	273, 600
4 6	241, 700	275, 900
4 7	243, 000	278, 100
4 8	244, 400	280, 000
4 9	245, 600	282, 300
5 0	247, 000	284, 200
5 1	248, 400	286, 100
5 2	249, 600	288, 100
5 3	250, 700	289, 800
5 4	252, 200	292, 100
5 5	253, 400	294, 400
5 6	254, 400	296, 900
5 7	255, 600	299, 000
5 8	256, 800	301, 400

5 9	257, 900	303, 600
6 0	259, 100	306, 200
6 1	260, 500	308, 500
6 2	261, 300	310, 900
6 3	262, 500	313, 200
6 4	263, 400	315, 400
6 5	264, 400	317, 600
6 6	265, 800	319, 600
6 7	266, 900	321, 600
6 8	268, 200	323, 800
6 9	269, 800	325, 700
7 0	271, 300	327, 800
7 1	272, 600	329, 900
7 2	274, 000	331, 900
7 3	275, 100	334, 000
7 4	276, 100	
7 5	277, 300	
7 6	278, 400	
7 7	279, 600	
7 8	280, 700	
7 9	281, 900	
8 0	283, 100	
8 1	284, 300	
8 2	285, 200	
8 3	286, 400	
8 4	287, 600	
8 5	288, 500	
8 6	289, 400	
8 7	290, 100	
8 8	291, 100	
8 9	292, 100	
9 0	293, 000	
9 1	293, 900	
9 2	294, 800	

9 3	295, 100
9 4	295, 800
9 5	296, 500
9 6	297, 300
9 7	298, 100
9 8	298, 900
9 9	299, 700
1 0 0	300, 400
1 0 1	301, 300
1 0 2	301, 800
1 0 3	302, 300
1 0 4	302, 800
1 0 5	303, 000
1 0 6	303, 400
1 0 7	303, 700
1 0 8	303, 900
1 0 9	304, 100
1 1 0	304, 300
1 1 1	304, 600
1 1 2	304, 900
1 1 3	305, 100
1 1 4	305, 300
1 1 5	305, 500
1 1 6	305, 800
1 1 7	306, 100
1 1 8	306, 400
1 1 9	306, 700
1 2 0	307, 000
1 2 1	307, 200
1 2 2	307, 400
1 2 3	307, 600
1 2 4	307, 900
1 2 5	308, 200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案

現行

(給料)

第4条 市費負担教員に、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三好町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、別表の給料表により給料を支給する。

2以下 略

別表（第4条関係）

別表（第4条関係）

	職務の級		職務の級	
	号給	1級 給料月額	号給	2級 給料月額
1	160.700	176.500	1	158.600
2	162.200	178.600	2	160.100
3	163.700	180.800	3	161.600
4	165.200	183.000	4	163.100
5	166.800	185.000	5	164.900
6	168.700	187.200	6	166.800
7	170.500	189.400	7	168.600
8	172.300	191.600	8	170.400
9	174.000	193.800	9	172.200
10	176.100	196.600	10	174.300
11	178.100	199.300	11	176.300
12	180.200	202.000	12	178.300
13	182.100	204.900	13	180.300
14	184.300	206.600	14	182.500
15	186.500	208.200	15	184.700
16	188.700	209.900	16	187.000
17	190.900	211.700	17	189.300
18	193.500	213.300	18	191.900
19	196.000	215.000	19	194.400
20	198.500	216.600	20	196.900
21	201.000	218.400	21	199.400
22	202.700	220.300	22	201.100
23	204.500	222.200	23	202.800
24	206.200	224.100	24	204.500
25	207.700	225.600	25	206.000

	職務の級		職務の級	
	号給	1級 給料月額	号給	2級 給料月額
1	158.600	174.700	1	158.600
2	160.100	176.800	2	160.100
3	161.600	178.900	3	161.600
4	163.100	181.100	4	163.100
5	164.900	183.100	5	164.900
6	166.800	185.300	6	166.800
7	168.600	187.600	7	168.600
8	170.400	189.800	8	170.400
9	172.200	192.100	9	172.200
10	174.300	194.900	10	174.300
11	176.300	197.600	11	176.300
12	178.300	200.300	12	178.300
13	180.300	203.200	13	180.300
14	182.500	204.900	14	182.500
15	184.700	206.500	15	184.700
16	187.000	208.300	16	187.000
17	189.300	210.100	17	189.300
18	191.900	211.700	18	191.900
19	194.400	213.400	19	194.400
20	196.900	215.000	20	196.900
21	199.400	216.800	21	199.400
22	201.100	218.700	22	201.100
23	202.800	220.600	23	202.800
24	204.500	222.500	24	204.500
25	206.000	224.000	25	206.000

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
26	209,100	227,700	226,000
27	210,700	229,700	228,000
28	212,200	231,700	230,100
29	213,900	233,500	231,900
30	215,600	236,200	234,600
31	217,300	238,900	237,300
32	219,000	241,600	240,000
33	220,300	244,200	242,600
34	222,000	247,000	245,400
35	223,700	249,600	248,000
36	225,400	252,400	250,700
37	226,800	254,900	253,300
38	228,600	257,300	255,800
39	230,300	259,800	258,300
40	232,000	262,100	260,600
41	233,600	264,700	263,200
42	235,300	267,100	265,600
43	236,900	269,300	267,800
44	238,500	271,500	270,000
45	240,200	273,600	272,100
46	241,700	275,900	274,400
47	243,000	278,100	276,600
48	244,400	280,000	278,600
49	245,600	282,300	280,900
50	247,000	284,200	282,900
51	248,400	286,100	284,800
52	249,600	288,100	286,800
53	250,700	289,800	288,600
54	252,200	292,100	291,000
55	253,400	294,400	293,300
56	254,400	296,900	295,900
57	255,600	299,000	297,900
58	256,800	301,400	300,400

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
59	257,900	59	256,700
60	259,100	60	257,900
61	260,500	61	259,300
62	261,300	62	260,300
63	262,500	63	261,500
64	263,400	64	262,400
65	264,400	65	263,400
66	265,800	66	264,800
67	266,900	67	266,200
68	268,200	68	267,600
69	269,800	69	269,200
70	271,300	70	270,700
71	272,600	71	272,200
72	274,000	72	273,700
73	275,100	73	274,700
74	276,100	74	275,900
75	277,300	75	277,200
76	278,400	76	278,400
77	279,600	77	279,600
78	280,700	78	280,700
79	281,900	79	281,900
80	283,100	80	283,100
81	284,300	81	284,300
82	285,200	82	285,200
83	286,400	83	286,400
84	287,600	84	287,600
85	288,500	85	288,500
86	289,400	86	289,400
87	290,100	87	290,100
88	291,100	88	291,100
89	292,100	89	292,100
90	293,000	90	293,000
91	293,900	91	293,900
			302,700
			305,400
			307,800
			310,200
			312,700
			315,000
			317,300
			319,500
			321,600
			323,800
			325,700
			327,800
			329,900
			331,900
			334,000

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
92	294,800	92	294,800
93	295,100	93	295,100
94	295,800	94	295,800
95	296,500	95	296,500
96	297,300	96	297,300
97	298,100	97	298,100
98	298,900	98	298,900
99	299,700	99	299,700
100	300,400	100	300,400
101	301,300	101	301,300
102	301,800	102	301,800
103	302,300	103	302,300
104	302,800	104	302,800
105	303,000	105	303,000
106	303,400	106	303,400
107	303,700	107	303,700
108	303,900	108	303,900
109	304,100	109	304,100
110	304,300	110	304,300
111	304,600	111	304,600
112	304,900	112	304,900
113	305,100	113	305,100
114	305,300	114	305,300
115	305,500	115	305,500
116	305,800	116	305,800
117	306,100	117	306,100
118	306,400	118	306,400
119	306,700	119	306,700
120	307,000	120	307,000
121	307,200	121	307,200
122	307,400	122	307,400
123	307,600	123	307,600
124	307,900	124	307,900

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

【趣 旨】 第6次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、旭グラウンドの使用料の額を改正する。

【内 容】 旭グラウンドのうち、夜間照明の使用料の額の改正（別表第2関係）

<現行>

(単位：円)

施設の名称	区分	単位	使用料
旭グラウンド	照明設備	金点灯1時間につき	7,500
		半点灯1時間につき	6,000

<改正後>

(単位：円)

施設の名称	区分	単位	使用料
旭グラウンド	照明設備	金灯1時間につき	5,490
		半灯1時間につき	4,390

【施行期日】 令和2年4月1日（ただし、経過措置の規定は、同年2月1日から施行）

【経過措置】 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

【参 考】

区 分	総経費 (円)	年間最大利用時間 (時間)	性別受益 者負担割合	利用時間 (時間)	計算料金/h (円)	基本方針による算定		見直し結果	改正案	
						改定率	計算料金 (円)	現行料金 (円)	増減	料金改定案 (円)
旭グラウンド 照明設備	全灯	621	100%	1 時間につき	5,495	73%	5,490	7,500	↓	5,490
	半灯		100%			73%	4,390	6,000	↓	4,390

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和５６年三好町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第２旭グラウンドの項中「全点灯」を「全灯」に、「７，５００」を「５，４９０」に、「半点灯」を「半灯」に、「６，０００」を「４，３９０」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年２月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(使用料)							
第13条 利用者（太陽の広場及びみよし市ゲートボール・グラウンドゴルフ場を利用するために許可を受けた者に限る。）は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。							
2 略							
別表第2（第13条関係）				別表第2（第13条関係）			
(単位：円)				(単位：円)			
施設の種類	区分	単位	使用料	施設の種類	区分	単位	使用料
旭グラウンド	コインシャワー及びびグラウンド	略		旭グラウンド	同左		
	照明設備	全灯1時間につき	5,490		照明設備	全灯1時間につき	7,500
		半灯1時間につき	4,390			半灯1時間につき	6,000
きたよしグラウンドの項 略				同左			
備考 略				備考 略			

みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館の指定管理者の指定の期間の変更について

- 1 施設の名称及び現行の指定管理者並びにその指定期間等について（平成26年12月24日議決）

施 設		指定管理者		
名 称	所在地	団体の名称	代表者名	所在地
みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館	みよし市三好町大慈山1番地1	ホームメックスグループ共同企業体	ホームメックス株式会社 代表取締役社長 餅原 幹也	豊田市錦町一丁目95番地
現行の指定期間		平成27年4月1日から令和2年3月31日まで		

- 2 指定期間の変更について

現行の指定期間「平成27年4月1日から令和2年3月31日まで」を「平成27年4月1日から令和2年6月30日まで」に変更する。

- 3 変更理由

当該施設については、当初、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間で指定管理者による管理を実施する予定であった。その後、令和2年7月1日から令和3年10月31日までにかけて、全館閉館して施設の大規模改修を実施することとしたことに伴い、当初の指定期間終了日（令和2年3月31日）から改修工事開始日までの期間（令和2年7月1日）までの3ヶ月間について、公募により新たに指定管理者を指定する必要が生じることとなったが、短期間であることから公募による指定管理者の指定が困難と考えられるため当初の指定期間の変更を行う。

令和元年度 12月補正予算(教育費関係)事業概要(案)

歳 出

款	項	目	小事業	所 属	主 な 事 業	説 明	補正予算額
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	人件費	教育行政課	①特別職 ②一般職	①②国家公務員の給与改定に準じた 制度改正等による	1,963 千円
	5 社会教育費	1 社会教育 総務費	人件費	教育行政課	①一般職	①国家公務員の給与改定に準じた制 度改正等による	8,472 千円
	7 学校給食費	1 給食セン ター費	人件費	学校教育課	①一般職	①人事異動及び国家公務員の給与 改定に準じた制度改正等による	△ 1,357 千円
	6 保健体育 費	1 保健体育 総務費	人件費	スポーツ課	①一般職	①国家公務員の給与改定に準じた制 度改正等による	3,397 千円
計							13,832 千円